

定期点検等及び保守業務委託 個別仕様書

- 1件名：市川市終末処理場外2箇所汚泥管等清掃業務委託
- 2委託場所：市川市東菅野2丁目23番1号外2箇所
※別紙Ref.No.02、No.03を参照のこと
- 3委託期間：令和8年11月4日～令和9年2月26日
- 4業務仕様：
(1)本仕様書に記載されていない事項は、『市川市 建築保全業務委託共通仕様書』（以下『共通仕様書』という。）による。
(2)電気工作物の保安業務に係る事項は「保安規程」による。
(3)本仕様は■印の付いたものを適用する。
- 5業務条件他個別事項該当箇所を□→■にマーキングのこと

1)	対象業務区分/設備名	□: 運転・監視及び日常点検・保守	■: 定期点検等及び保守
	建築		
	外部及び内部用自動ドア		□:
	電気設備		
	1 電灯・動力設備	□:	□:
	2 受変電設備	□:	□:
	3 自家発電設備	□:	□:
	4 直流電源設備	□:	□:
	5 交流無停電電源設備	□:	□:
	6 太陽光発電設備	□:	□:
	7 風力発電設備	□:	□:
	8 通信・情報設備	□:	□:
	9 外灯	□:	□:
	10 航空障害灯	□:	□:
	11 雷保護設備	□:	□:
	12 構内配電線路・通信線路	□:	□:
	機械設備		
	1 温熱源機器	□:	□:
	2 冷熱源機器	□:	□:
	3 空気調和等関連機器	□:	□:
	4 給排水衛生機器	□:	□:
	5 ダクト及び配管		□:
	6 水質管理		□:
	7 浄化槽	□:	□:
	8 井戸		□:
	9 雨水利用設備		□:
	10 その他の機械設備	□:	■:
	監視制御装置		
	1 中央監視制御装置	□:	□:
	2 自動制御装置		□:

該当箇所を□→■にマーキングのこと

1)	搬送設備		
	1 昇降機	□:	□:
	2 機械式駐車設備		□:
	防災設備		
	1 消防用設備等		□:
	2 建築基準法関係防災設備		□:
	執務環境測定		
	1 空気環境測定		□:
	2 照度測定		□:
	3 吹付けアスベスト等の点検		□:

2)	施設(設備) 関係図面、資	☐ : 有り 詳細は、14)添付書類による ☐ : 無し
----	------------------	---

3)	点検の範囲	
	(1)対象部分	
	(2)数量	■: 添付「設備(機器) リスト」による
	(3)点検回数	
	(4)点検項目・ 内容	複数選択可(共通以外の場合は、「設備(機器)リスト」の当該機器欄に特記のこと) ☐ : 共通仕様 各関連共通仕様書の点検周期が二種類ある場合の適用は下記を選択のこと。また点検項目及び点検内容を示す各表単位で行う。 ☐ : 周期-I 標準的な点検周期 ☐ : 周期-II 対象部分ごとに重大な支障が生じないと想定される範囲において、不具合等の発生率が高まることを許容できる場合の頻度を軽減した点検周期 ☐ : 製造者標準仕様 別紙 機器取扱い説明書による ☐ : 別途指定有り 「15)その他特記」による

4)	支給材料等	☐ : 有り 添付「支給材料 リスト」による ☐ : 無し
----	-------	--

5)	貸与資料 (または閲覧)	□: 有り 下記による			
	・諸官庁提出書類控	□: 官公署関係届出書	□: 許認可書類	□: 自家用電気工作物保安規程	
	・工事業者関連簿	□: 緊急連絡先一覧表	□: 工事関係者一覧表	□:	
	・設備関連	□: 設備機器台帳 (「設備(機器)リスト」)	□: 備品、予備品一覧表	□: 什器備品一覧表	
	・点検・検査関連簿	□: エネルギー消費記録	□: 検針(課金)記録	□: 事故・修繕・更新記録	
		□: 空気環境測定記録	□: 受変電設備自主検査記録	□: 定期自主検査記録	
		□: 特殊建築物調査記録	□: 建築設備定期検査記録	□: 消防設備点検結果報告書	
		□: エレベーター定期検査記録	□: 煤塵濃度測定記録	□: 当該設備点検結果報告書	
	・図面類	□: 「対象施設位置図」	□: 「設備フロー(系統)図」	□: 「機器配置図」	
		□: 竣工図	□: 竣工図の第二原図	□: 各種施工図	
		□: 機器図(完成図)	□: 試験成績書	□: 取扱説明書	
	・管理資料	□: カタログ	□: 建物維持管理のしおり	□: 保証書	
		□: 設計意図伝達書	□: 保守契約リスト	□:	
	・その他	□: 台帳類	□: 計画・報告書類	□: 作業日誌類	
		□: 点検記録類	□: 施設管理担当者との打合せ記録類	□:	
		■: 無し			

該当箇所を□→■にマーキングのこと

6)	業務条件:業務実施日時 の指定	■:有り (有りの場合は、下欄に指定条件を記載すること) ■:定期点検等及び保守 ☐:実施日は→ _____ ☐:添付「工程表」による ☐:添付「設備(機器)リスト」による ☒:実施日は別途協議 □:運転・監視及び日常点検・保守 平日 (開庁日:月～金(祝祭日は除く)) 休日 (開庁日:土・日及び祝祭日、年末年始(12月/ 日～1月/ 日)) 業務を要する日 ☐:土曜日 ☐:日曜日 ☐:祝祭日 ☐:年末年始(12月/ 日～1月/ 日) □:無し	<table border="1"> <tr> <th>昼間</th> <th>夜間</th> </tr> <tr> <td>9:00 ~ 17:00</td> <td>: ~ :</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <th>昼間</th> <th>夜間</th> </tr> <tr> <td>: ~ :</td> <td>: ~ :</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <th>昼間</th> <th>夜間</th> </tr> <tr> <td>: ~ :</td> <td>: ~ :</td> </tr> <tr> <td>: ~ :</td> <td>: ~ :</td> </tr> <tr> <td>: ~ :</td> <td>: ~ :</td> </tr> <tr> <td>: ~ :</td> <td>: ~ :</td> </tr> </table>	昼間	夜間	9:00 ~ 17:00	: ~ :	昼間	夜間	: ~ :	: ~ :	昼間	夜間	: ~ :	: ~ :	: ~ :	: ~ :	: ~ :	: ~ :	: ~ :	: ~ :
昼間	夜間																				
9:00 ~ 17:00	: ~ :																				
昼間	夜間																				
: ~ :	: ~ :																				
昼間	夜間																				
: ~ :	: ~ :																				
: ~ :	: ~ :																				
: ~ :	: ~ :																				
: ~ :	: ~ :																				

7)	法定資格者他	■:有り <table border="0"> <tr> <td>☐: 第 種電気主任技術者</td> <td>☐: 第 種冷凍保安責任者</td> <td>☐: 二級ボイラ技師</td> </tr> <tr> <td>☐: 第 種 類 危険物取扱者</td> <td>☐: 建築物環境衛生管理技術者</td> <td>☐: 省エネルギー管理士()</td> </tr> <tr> <td>☐: 省エネルギー管理員</td> <td>☐: 第 種電気工事士</td> <td>☐: 第 種圧力容器取扱作業主任者</td> </tr> <tr> <td>☐: 電気通信主任技術者</td> <td>☐: 消防設備士</td> <td>☐: 貯水槽清掃作業監督者</td> </tr> <tr> <td>☐: 防除作業監督者</td> <td>☐: 冷媒フロン取扱技術者(十分な知見を有するもの)</td> <td>☐: 当該業務の実務経験 年以上</td> </tr> </table> ■: 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者 ■: 小型移動式クレーン ■: 玉掛け □:無し	☐ : 第 種電気主任技術者	☐ : 第 種冷凍保安責任者	☐ : 二級ボイラ技師	☐ : 第 種 類 危険物取扱者	☐ : 建築物環境衛生管理技術者	☐ : 省エネルギー管理士()	☐ : 省エネルギー管理員	☐ : 第 種電気工事士	☐ : 第 種圧力容器取扱作業主任者	☐ : 電気通信主任技術者	☐ : 消防設備士	☐ : 貯水槽清掃作業監督者	☐ : 防除作業監督者	☐ : 冷媒フロン取扱技術者(十分な知見を有するもの)	☐ : 当該業務の実務経験 年以上
☐ : 第 種電気主任技術者	☐ : 第 種冷凍保安責任者	☐ : 二級ボイラ技師															
☐ : 第 種 類 危険物取扱者	☐ : 建築物環境衛生管理技術者	☐ : 省エネルギー管理士()															
☐ : 省エネルギー管理員	☐ : 第 種電気工事士	☐ : 第 種圧力容器取扱作業主任者															
☐ : 電気通信主任技術者	☐ : 消防設備士	☐ : 貯水槽清掃作業監督者															
☐ : 防除作業監督者	☐ : 冷媒フロン取扱技術者(十分な知見を有するもの)	☐ : 当該業務の実務経験 年以上															

8)	火気使用	□:条件付可 (但し、事前に火気使用届けで承諾要) ■:不可
----	------	--

9)	本業務に密接に関連する別契約業務有無	■:有り (有りの場合は、この欄に指定条件を記載すること) 本業務で吸引した汚泥等は10)に示す処分場へ運搬すること。 □:無し
----	--------------------	---

10)	廃棄物の処理等(発生材の保管場所、集積場所)	■:有り 東武商事株式会社 松伏スマート・リサイクル・システムズ □:無し 埼玉県北葛城郡松伏町田島東1番4
-----	------------------------	--

11)	居室等の利用	□:可 *次の居室等は、利用可() ■:否
-----	--------	--------------------------------------

12)	駐車場の利用	■:可 □:否
-----	--------	-----------------------

13)	付属書類	■:市川市 建築保全業務委託共通仕様書 □: □:
-----	------	--

該当箇所を□→■にマーキングのこと

14)	添付書類	施設(設備)関係図面、資料																																																
		<table><tr><td>名</td><td>称</td><td>Ref.No.</td></tr><tr><td>□:</td><td>「対象施設一覧表」(複数の場合)</td><td></td></tr><tr><td>■:</td><td>「対象施設案内図」</td><td>Ref.No.02、03</td></tr><tr><td>□:</td><td>「設備フロー(系統)図」</td><td></td></tr><tr><td>■:</td><td>「清掃箇所図」</td><td>Ref.No.04～19</td></tr><tr><td>■:</td><td>「設備(機器)リスト」</td><td>Ref.No.01</td></tr><tr><td>■:</td><td>「機器図」</td><td>清掃箇所図に同じ</td></tr><tr><td>□:</td><td>「工程表」</td><td></td></tr><tr><td>□:</td><td>「保安規程」</td><td></td></tr><tr><td>□:</td><td>執務環境測定業務リスト</td><td></td></tr><tr><td>□:</td><td>「支給材料」リスト</td><td></td></tr><tr><td>□:</td><td>「廃棄物保管、集積場所位置図」</td><td></td></tr><tr><td colspan="3">その他</td></tr><tr><td>■:</td><td>「脱水棟関連清掃箇所一覧」</td><td>Ref.No.20</td></tr><tr><td>■:</td><td>「廃棄物情報」</td><td>Ref.No.21</td></tr><tr><td>■:</td><td>「廃棄物データシート(WDS)」</td><td>Ref.No.22</td></tr></table>	名	称	Ref.No.	□:	「対象施設一覧表」(複数の場合)		■:	「対象施設案内図」	Ref.No.02、03	□:	「設備フロー(系統)図」		■:	「清掃箇所図」	Ref.No.04～19	■:	「設備(機器)リスト」	Ref.No.01	■:	「機器図」	清掃箇所図に同じ	□:	「工程表」		□:	「保安規程」		□:	執務環境測定業務リスト		□:	「支給材料」リスト		□:	「廃棄物保管、集積場所位置図」		その他			■:	「脱水棟関連清掃箇所一覧」	Ref.No.20	■:	「廃棄物情報」	Ref.No.21	■:	「廃棄物データシート(WDS)」	Ref.No.22
名	称	Ref.No.																																																
□:	「対象施設一覧表」(複数の場合)																																																	
■:	「対象施設案内図」	Ref.No.02、03																																																
□:	「設備フロー(系統)図」																																																	
■:	「清掃箇所図」	Ref.No.04～19																																																
■:	「設備(機器)リスト」	Ref.No.01																																																
■:	「機器図」	清掃箇所図に同じ																																																
□:	「工程表」																																																	
□:	「保安規程」																																																	
□:	執務環境測定業務リスト																																																	
□:	「支給材料」リスト																																																	
□:	「廃棄物保管、集積場所位置図」																																																	
その他																																																		
■:	「脱水棟関連清掃箇所一覧」	Ref.No.20																																																
■:	「廃棄物情報」	Ref.No.21																																																
■:	「廃棄物データシート(WDS)」	Ref.No.22																																																
15)	その他特記	I. 総則 (1) 本業務は、市川市(以下「委託者」という。)が管理する終末処理場、菅野ポンプ場、真間ポンプ場が正常かつ円滑に運転できるよう、処理設備に付着・堆積した汚泥等を計画的に清掃・除去し、処分場所まで運搬するものである。また、清掃箇所の床面や壁面等における亀裂等の確認を目視で行うもの。 (2) 受託者は、業務履行の責任者をあらかじめ委託者まで届け出ること。 (3) 業務履行に当たっては、関係法令および技術基準を遵守すること。 (4) 責任者は、常に従事者の監督にあたるとともに、委託者と緊密に連絡をとること。 (5) 履行の工程、時間について委託者と打合せのうえ決定すること。 (6) 本委託に必要な機材及び消耗品は原則として受託者の負担とする。 ただし、真間、菅野ポンプ場のドライ化ポンプについては、委託者が無償貸与する。 (7) 受託者は、業務履行にあたり、作業前、作業中、作業後の状況を写真に収め業務完了時に施工写真帳として報告書の中に綴り提出すること。 (8) 受託者は、業務完了時に委託者の検査を受けること。検査で不十分な点があると指摘を受けた場合は、市担当者の指示に従い速やかに是正すること。 (9) 本委託に必要な資材置場、作業場、トイレ等は、無償貸与とする。 (10) 受託者は、千葉県および埼玉県における汚泥の産業廃棄物収集運搬業許可証を有していること。 (11) 当該施設は常時稼働している施設であるが、本業務の実施においては一時的に関係箇所の設備を停止して作業するものとする。ただし、作業中に施設を稼働する必要が生じた場合は、作業を中断し施設の稼働を優先することとする。 (12) 受託者は、この業務の履行に当たり、委託者又は第三者に損害を及ぼしたときは、委託者の責に起因する事由による場合を除いて、その損害賠償の責を追わなければならない。 (13) 受託者は、業務の履行上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならず、かつ、他の目的に使用してはならない。契約終了後も同様とする。 (14) 受託者は、業務の履行による個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護に関する法律を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。 (15) この仕様書の定めのない事項及び疑義の生じた事項への対応については、委託者と受託者とがその都度協議の上、決定するものとする。 (16) 受託者は、下記の書類を提出すること。 <table><tr><td>・ 着手届</td><td>1部</td></tr><tr><td>・ 履行計画書</td><td>1部</td></tr><tr><td>・ 工程表</td><td>1部</td></tr><tr><td>・ 業務責任者通知書</td><td>1部</td></tr><tr><td>・ 完了届(様式1)</td><td>1部</td></tr><tr><td>・ 報告書(マニフェスト、施工写真帳含む)</td><td>1部</td></tr></table>	・ 着手届	1部	・ 履行計画書	1部	・ 工程表	1部	・ 業務責任者通知書	1部	・ 完了届(様式1)	1部	・ 報告書(マニフェスト、施工写真帳含む)	1部																																				
・ 着手届	1部																																																	
・ 履行計画書	1部																																																	
・ 工程表	1部																																																	
・ 業務責任者通知書	1部																																																	
・ 完了届(様式1)	1部																																																	
・ 報告書(マニフェスト、施工写真帳含む)	1部																																																	

15)	その他特記	Ⅱ. 詳細 (1) 施工場所・施工日数等 ① 終末処理場 ○ 脱水棟汚泥管清掃 1日 ・ 排泥管、脱水棟周囲の柵、屋外汚泥管 汚泥は処分場へ搬出以下、同様 ○ 最初沈殿池汚泥引抜導入管清掃 1日 ・ パーシャルフリューム流入口の清掃含む ○ 高速ろ過施設清掃 4日 ・ 着水井、流入水路、流出水路、洗浄排水槽 ○ 放流口(薬品混和池)清掃 1日 ② 菅野ポンプ場汚水沈殿池等清掃 4日 ・ 汚水沈砂池2槽、汚水ポンプ室 1. 5日 ・ 雨水沈砂池3槽、雨水ポンプ室 2. 5日 ③ 真間ポンプ場沈殿池等清掃 3日 ・ 汚水沈砂池1槽、汚水ポンプ室 1日 ・ 雨水沈砂池2槽、雨水ポンプ室 2日 (2) 業務手順 ① 終末処理場 ○ 脱水棟汚泥管清掃 強力吸引車 4t車 ・ 排泥管 → 超高压洗浄車 → 洗浄 ・ 棟内排水溝 → 超高压洗浄車 → 洗浄 ・ 屋内配管 → 取外し → 洗浄 → 復帰 ・ 屋外柵 → 強力吸引車 → 汚泥を吸引 ・ 屋外汚泥管 → 強力吸引車 → 汚泥を吸引 ・ 市担当者確認 → 終了 ・ 強力吸引車 → 汚泥等は処分場へ搬出 予定量2. 0t ○ 最初沈殿池汚泥引抜導入管清掃 強力吸引車 4t車 ・ 汚泥引抜作業停止(委託者作業) ・ 高压洗浄車 → 洗浄 ・ 強力吸引車 → 汚泥吸引 ・ 市担当者確認 → 終了 ・ 強力吸引車 → 汚泥等は処分場へ搬出 予定量2. 3t ○ 高速ろ過施設 強力吸引車 10t車 ・ 着水井 → 高压洗浄車 → 強力吸引車 ・ 流入水路 → 高压洗浄車 ・ 流出水路 → 高压洗浄車 → 強力吸引車 ・ 洗浄排水槽1、2 → 高压洗浄車 → 強力吸引車 ・ 市担当者確認 → 終了 ・ 強力吸引車 → 汚泥等は処分場へ搬出 予定量21. 6t ○ 放流口(薬品混和池)清掃 ・ 放流口バイパス切替え(委託者作業) ・ 高压洗浄車 → 洗浄 ・ 市担当者確認 → 終了 ・ 強力吸引車 → 発生汚泥等は少量と想定されるため場内の濃縮槽へ返送することを基本とする。
-----	-------	--

15)	その他特記	② 菅野ポンプ場 ○ 汚水沈砂池清掃 2槽 強力吸引車 10t車 → 閉（委託者作業） → うわ水送水 ・ 汚水流入ゲート ・ 既設水中ポンプ ・ 酸素及び硫化水素測定 ・ 強力吸引車 → 堆積物(汚泥)吸引 ・ 高圧洗浄機 → 床、側壁洗浄 ・ 強力吸引車 → 吸引 ・ 市担当者確認 → 終了 ・ 強力吸引車 → 汚泥等を処分場へ搬送 予定量11. 2t ○ 汚水ポンプ室清掃 1室 強力吸引車 10t車 → 沈砂を吸引する → 床、側壁洗浄 → 堆積物(汚泥)吸引 → 終了 → 開（委託者作業） → 汚泥等を処分場へ搬送 予定量7. 2t ・ 強力吸引車 ・ 高圧洗浄機 ・ 強力吸引車 ・ 市担当者確認 ・ 汚水流入ゲート ・ 強力吸引車 ○ 雨水沈砂池清掃 3槽 強力吸引車 10t車 → 全閉(委託者作業) → うわ水送水 → 堆積物(汚泥)吸引 → 床、側壁洗浄 → 終了 → 汚泥等を処分場へ搬送 予定量4. 1t ・ 雨水ゲート ・ 既設水中ポンプ ・ 強力吸引車 ・ 高圧洗浄機 ・ 市担当者確認 ・ 強力吸引車 ○ 雨水ポンプ室清掃 1室 強力吸引車 10t車 → 汚泥を吸引 → 床、側壁洗浄 → 堆積物(汚泥)吸引 → 終了 → 開（委託者作業） → 汚泥等を処分場へ搬送 少量のため雨水沈砂池清掃発生分等とともに搬出 ・ 強力吸引車 ・ 高圧洗浄機 ・ 強力吸引車 ・ 市担当者確認 ・ 雨水流入ゲート ・ 強力吸引車 ③ 真間ポンプ場 ○ 汚水沈砂池清掃 1槽 汚水ポンプ室清掃 1室 雨水沈砂池清掃 2槽 雨水ポンプ室清掃 1室 作業手順は②菅野ポンプ場に準じる 予定量25. 6t 予定量計 74.0t
-----	-------	--

設備(機器)リスト

委託場所(施設名): 市川市終末処理場

Ref.No.01

件名: 市川市終末処理場外2箇所汚泥管等清掃業務委託

設備区分: (建築物等、電気、機械設備用) 設備

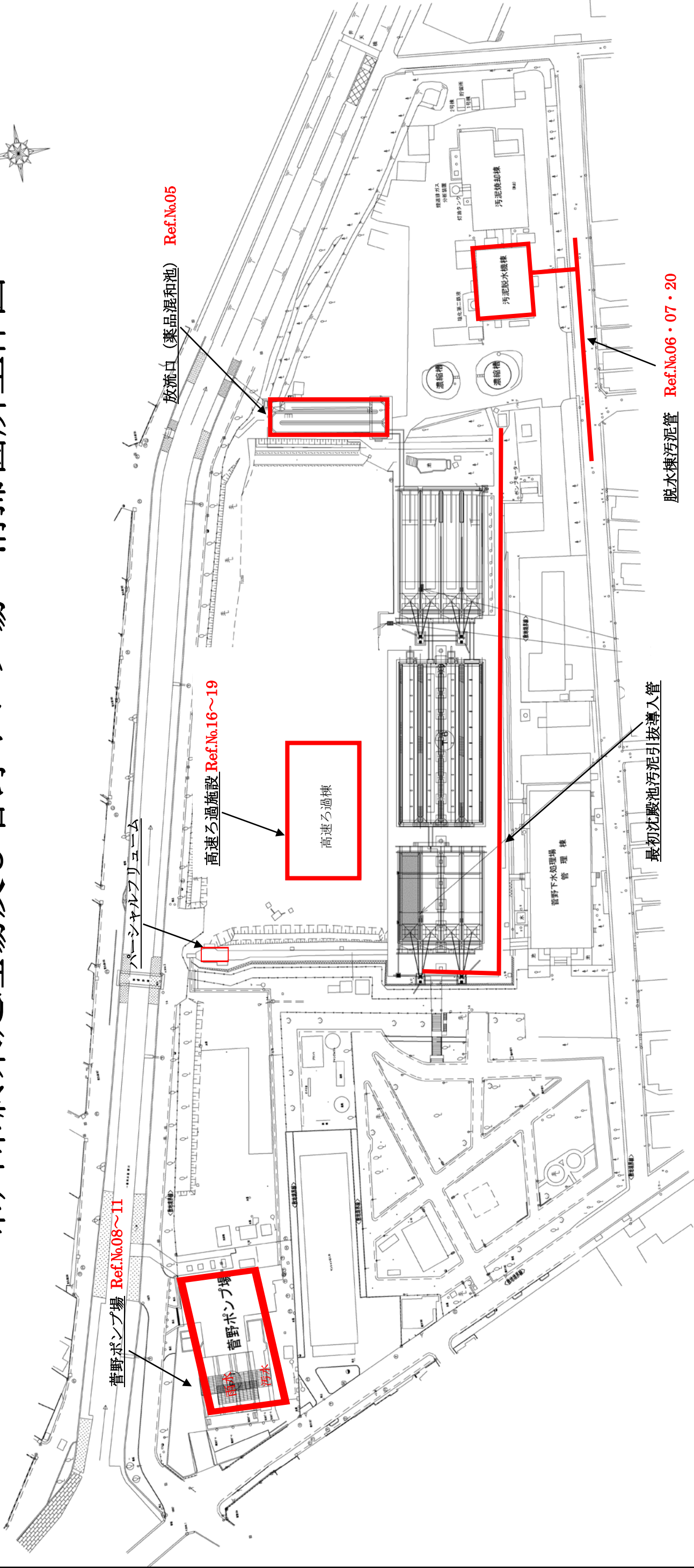
No.	施行場所	清掃箇所名称		清掃日数 (日)	実施時期 (月)	数量	製造メーカー		仕様	仕様	備考
							製造メーカー名	メーカー型式			
1	終末処理場 市川市東菅野 2丁目23番1号	放流口(薬品混和池)		1	11～2	1槽				Ref.No.05参照	
2		最初沈殿池汚泥引抜導入管		1	11～2	1本				Ref.No.04参照	φ 350mm × L144mm(鑄鉄管)
3		高速 ろ過施設	洗浄排水層	1	11～2	2槽			Ref.No.16～19参照		
			着水井	0.5	11～2	1槽					
			流入水路	1.5	11～2	1槽					
	流出水路		1	11～2	1槽						
4	脱水棟汚泥管		1	11～2	2系列				Ref.06・07・20参照		
5	菅野ポンプ場 市川市東菅野 2丁目23番10号	雨水沈砂池		1.5	11～2	3槽			Ref.No.08～11参照		
		雨水ポンプ室		1	11～2	1室					
		汚水沈砂池		1	11～2	2槽					
		汚水ポンプ室		0.5	11～2	1室					
6	真間ポンプ場 市川市真間 2丁目26番1号	雨水沈砂池		1	11～2	2槽			Ref.12～15参照		
		雨水ポンプ室		1	11～2	1室					
		汚水沈砂池		0.5	11～2	1槽					
		汚水ポンプ室		0.5	11～2	1室					







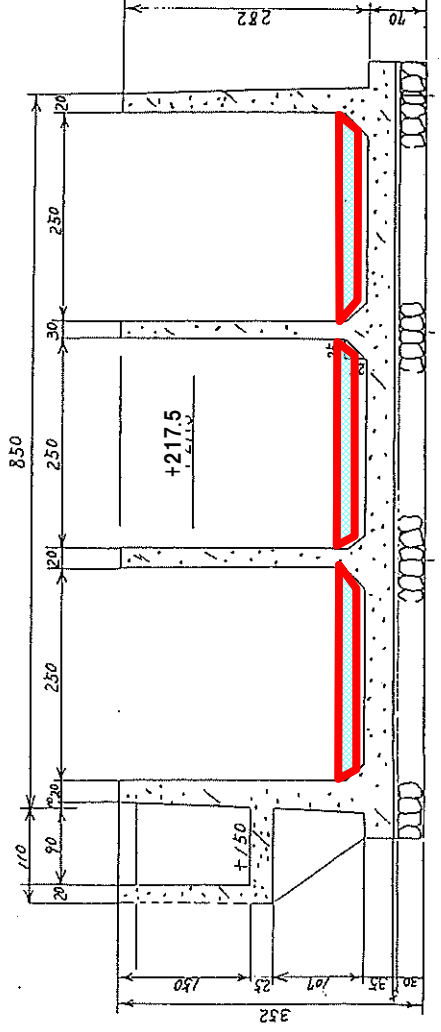
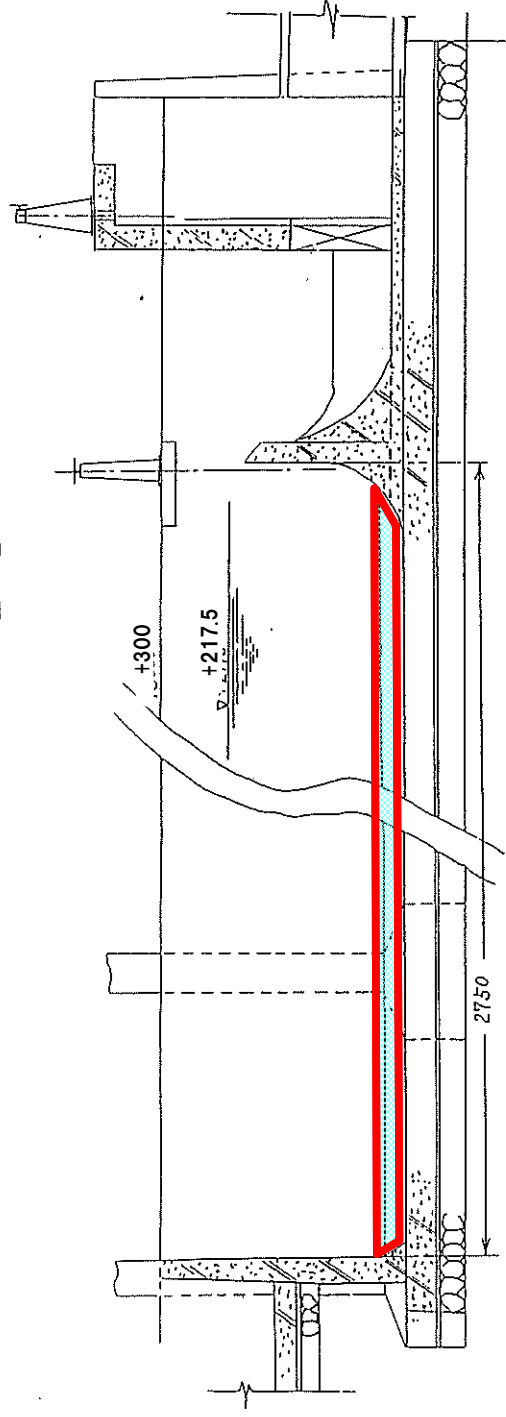
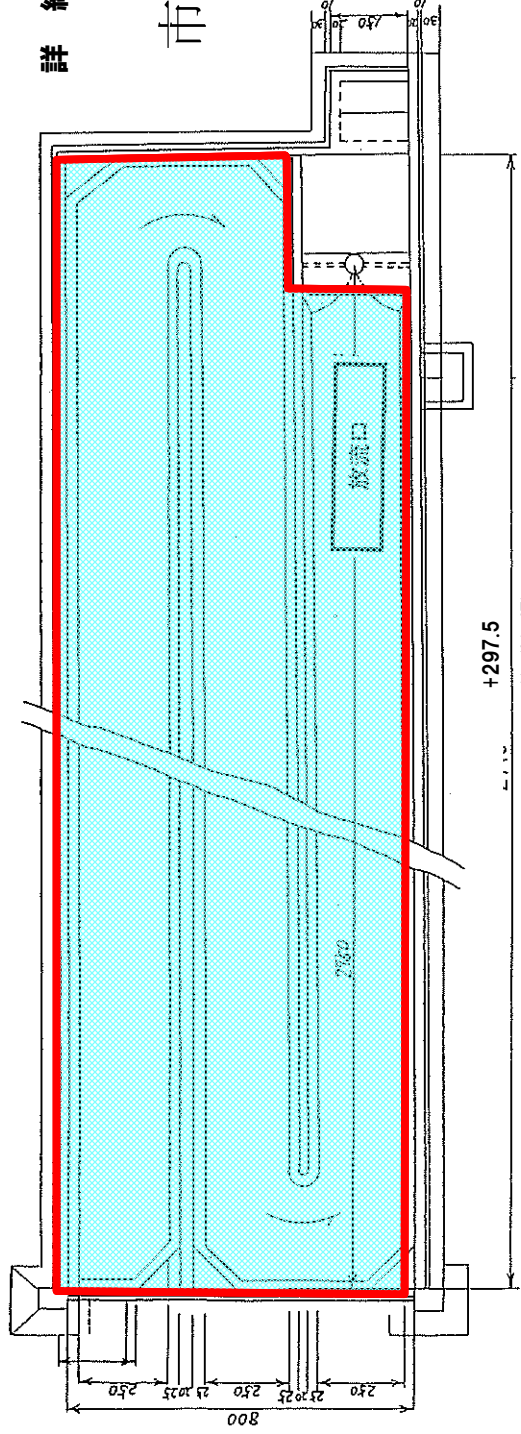
市川市終末処理場及び菅野ポンプ場 清掃箇所全体図



清掃箇所

市川市終末処理場外2箇所汚泥管等清掃業務委託		図名		終末処理場及び菅野ポンプ場 清掃箇所全体図			
年	月	日	設	計	製	図	承
縮	尺						認
市川市 下水道部 河川・下水道管理課 終末処理場		図番					

市川市終末処理場放流口
(薬品混和池)



件名 市川市終末処理場外2箇所汚泥管等清掃業務委託

施行場所 ○市川市東菅野2丁目23番1号
市川市東菅野2丁目23番10号
市川市真間2丁目26番1号

図面種別 放流口(薬品混和池)詳細図

下水道部 河川・下水道管理課
終末処理場

※単位 cm

機器配置図

Ref. No.06

脱水棟脱水機配管スケルトン図

配管系統区分	
①	汚泥供給管
②	汚泥圧送管
③	排泥管
④	オーバーフロー
⑤	汚液管

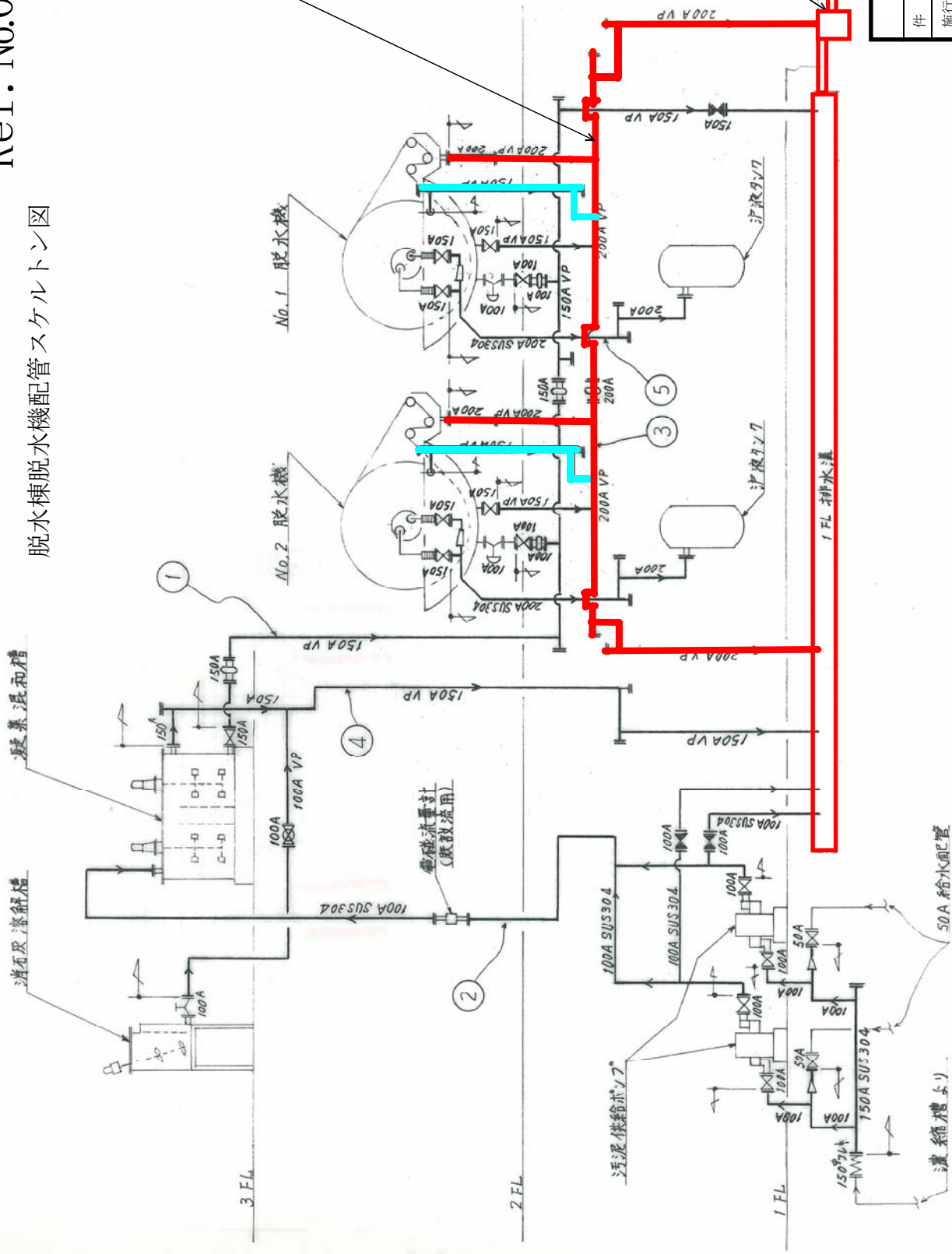
表示記号	
	工事施工範囲
	ボールバルブ
	仕切弁
	既設流用バルブ
	伸縮棒
	フレキシブルホース

①清掃箇所 (φ200)

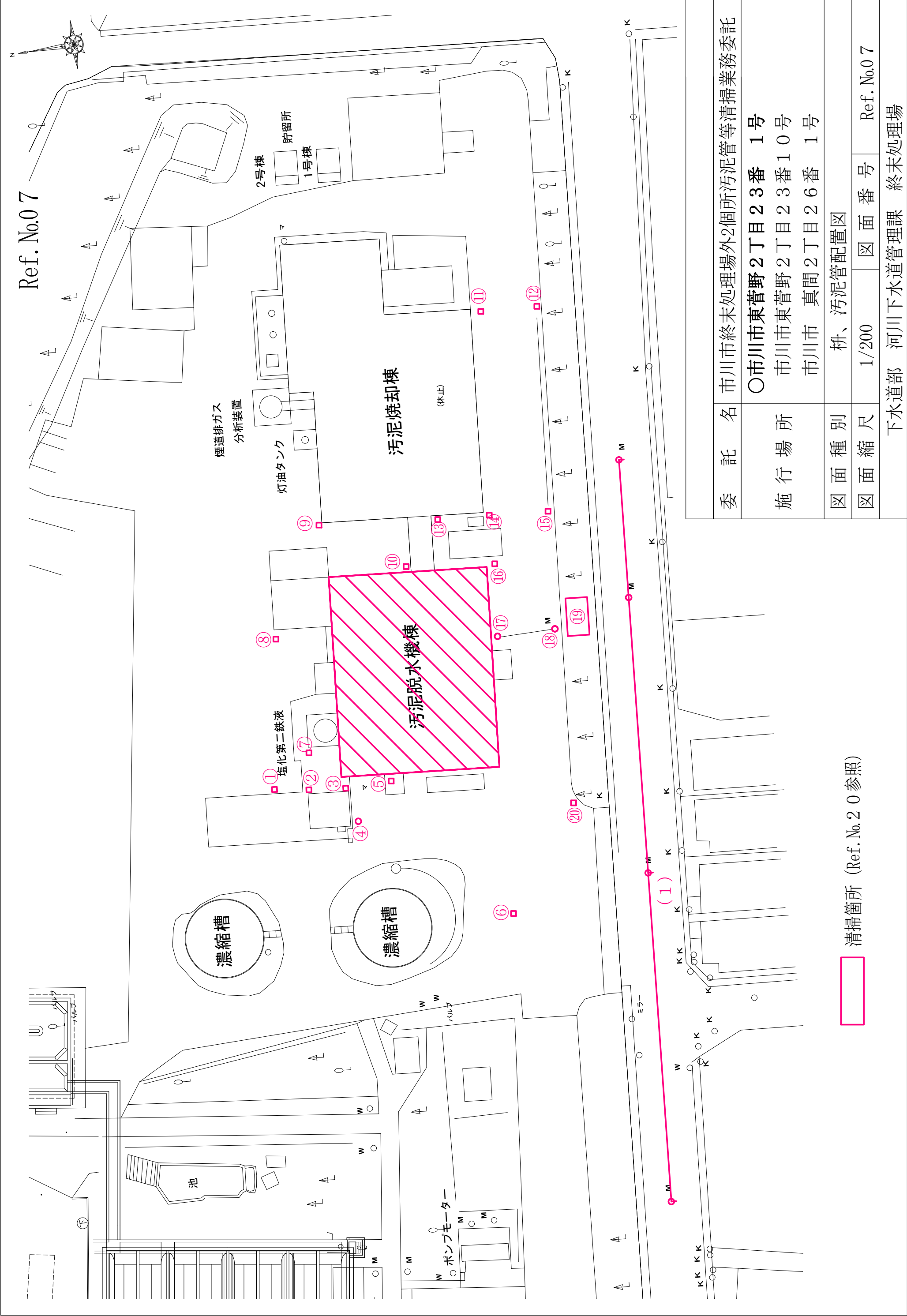
Ref.No20参照

②清掃箇所 (φ150)

Ref.No20参照

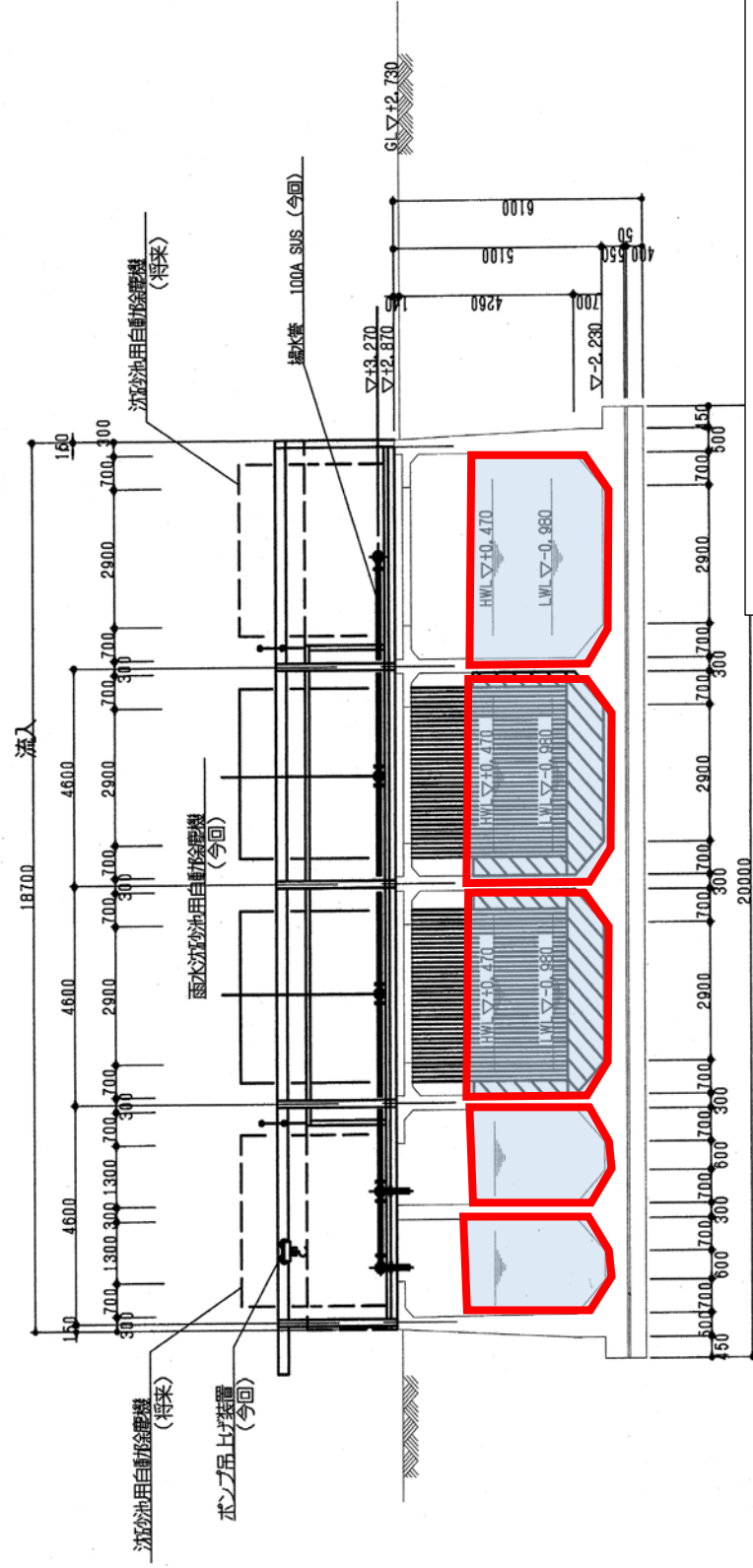


件名	市川市終末処理場外2箇所汚泥管等清掃業務委託
施行場所	市川市東葛野2丁目23番1号 市川市東葛野2丁目23番10号 市川市真間2丁目26番1号
図面種別	脱水棟脱水機配管スケルトン図
下水道部 河川・下水道管理課 終末処理場	



清掃箇所 (Ref. No.2 0 参照)

件名：市川市終末処理場外2箇所汚泥管等清掃業務委託
 施工場所：市川市東菅野2丁目23番1号
 ○市川市東菅野2丁目23番10号
 市川市真間2丁目26番1号
 図面種別：菅野ポンプ場平面図
 市川市 下水道部 河川・下水道管理課 終末処理場



B-B' 断面图

件名：市川市終末処理場外2箇所汚泥管等清掃業務委託

施工場所：市川市東菅野2丁目23番1号

○市川市東菅野2丁目23番10号

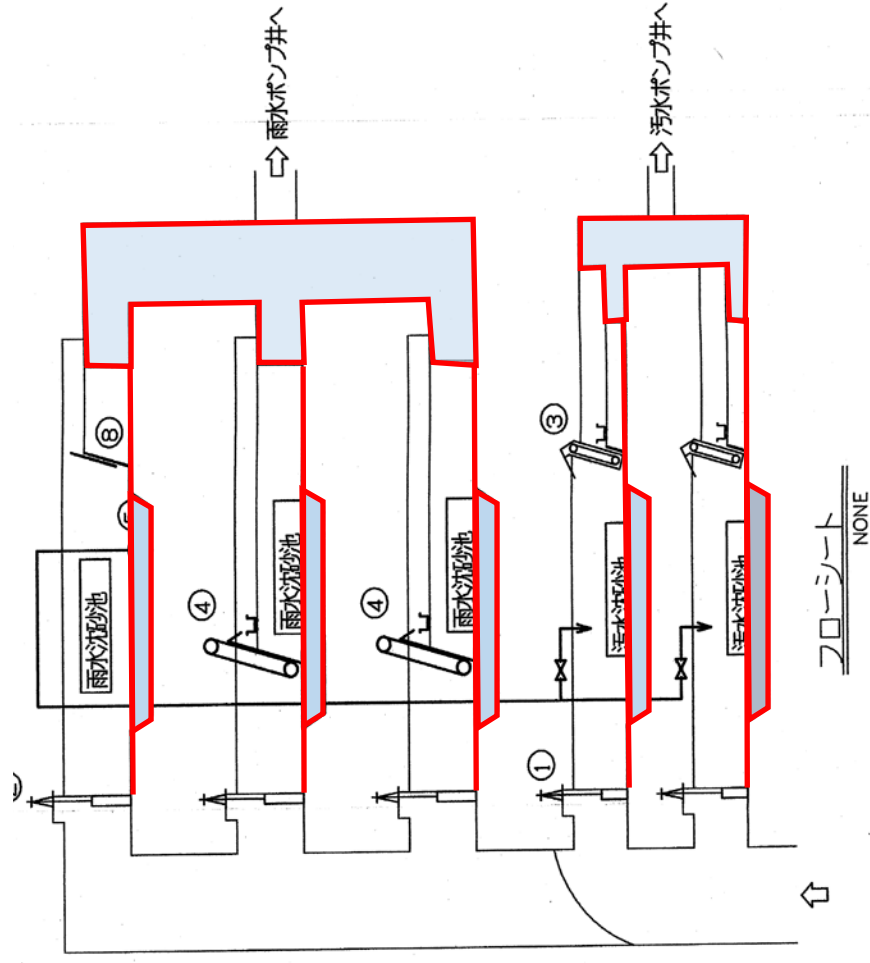
市川市真間2丁目26番1号

図面種別：菅野ポンプ場ポンプ槽断面図

市川市 下水道部 河川・下水道管理課 終末処理場

清掃箇所





清掃箇所

件 名：市川市終末処理場外 2 箇所汚泥管等清掃業務委託

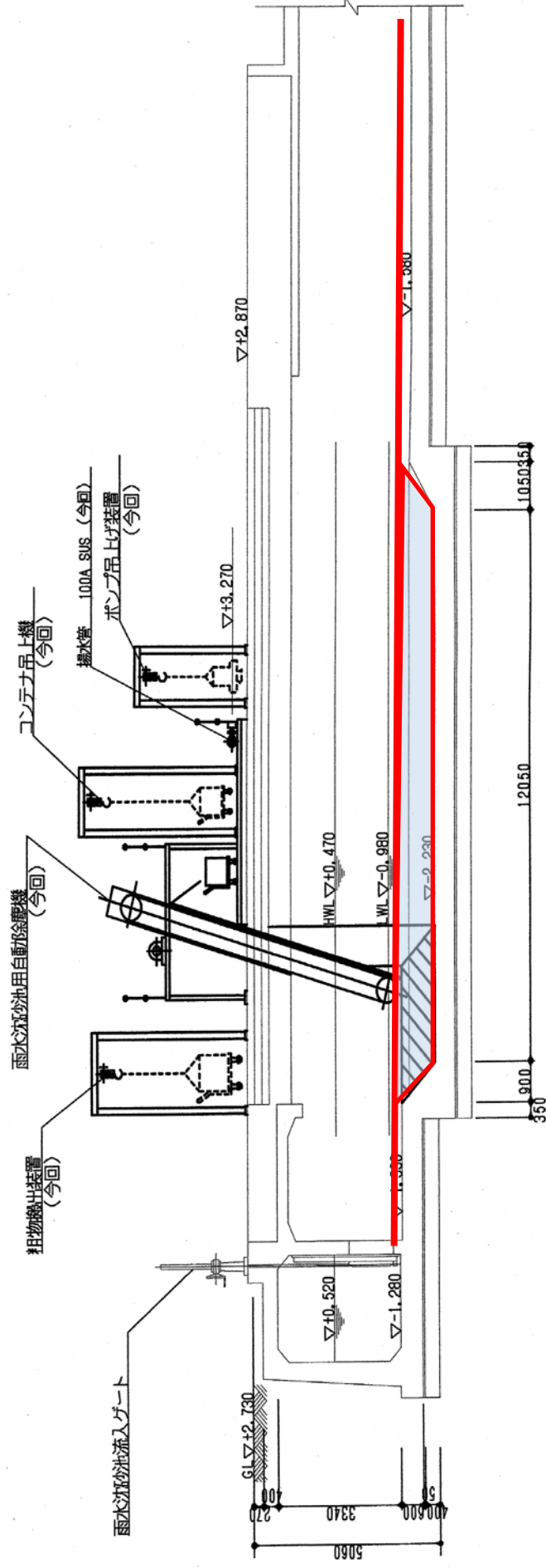
施工場所：市川市東菅野 2 丁目 23 番 1 号

○市川市東菅野 2 丁目 23 番 10 号

市川市真間 2 丁目 26 番 1 号

図面種別：菅野ポンプ場汚水・雨水沈砂池断面図

市川市 下水道部 河川・下水道管理課 終末処理場



A-A' 断面図

清掃箇所

件 名：市川市終末処理場外2箇所汚泥管等清掃業務委託

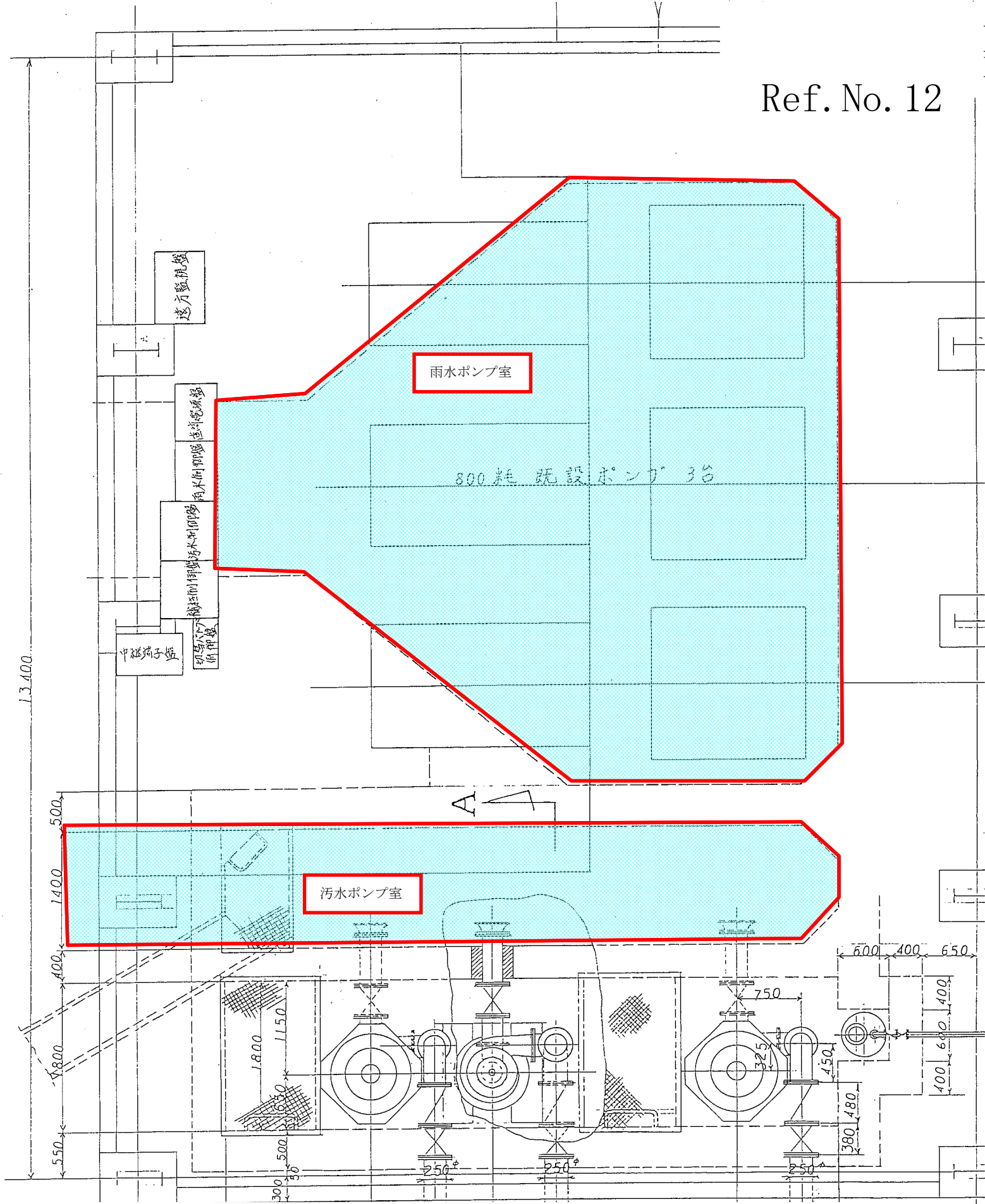
施工場所：市川市東菅野2丁目23番1号

○市川市東菅野2丁目23番10号

市川市真間2丁目26番1号

図面種別：菅野ポンプ場沈砂池断面詳細図

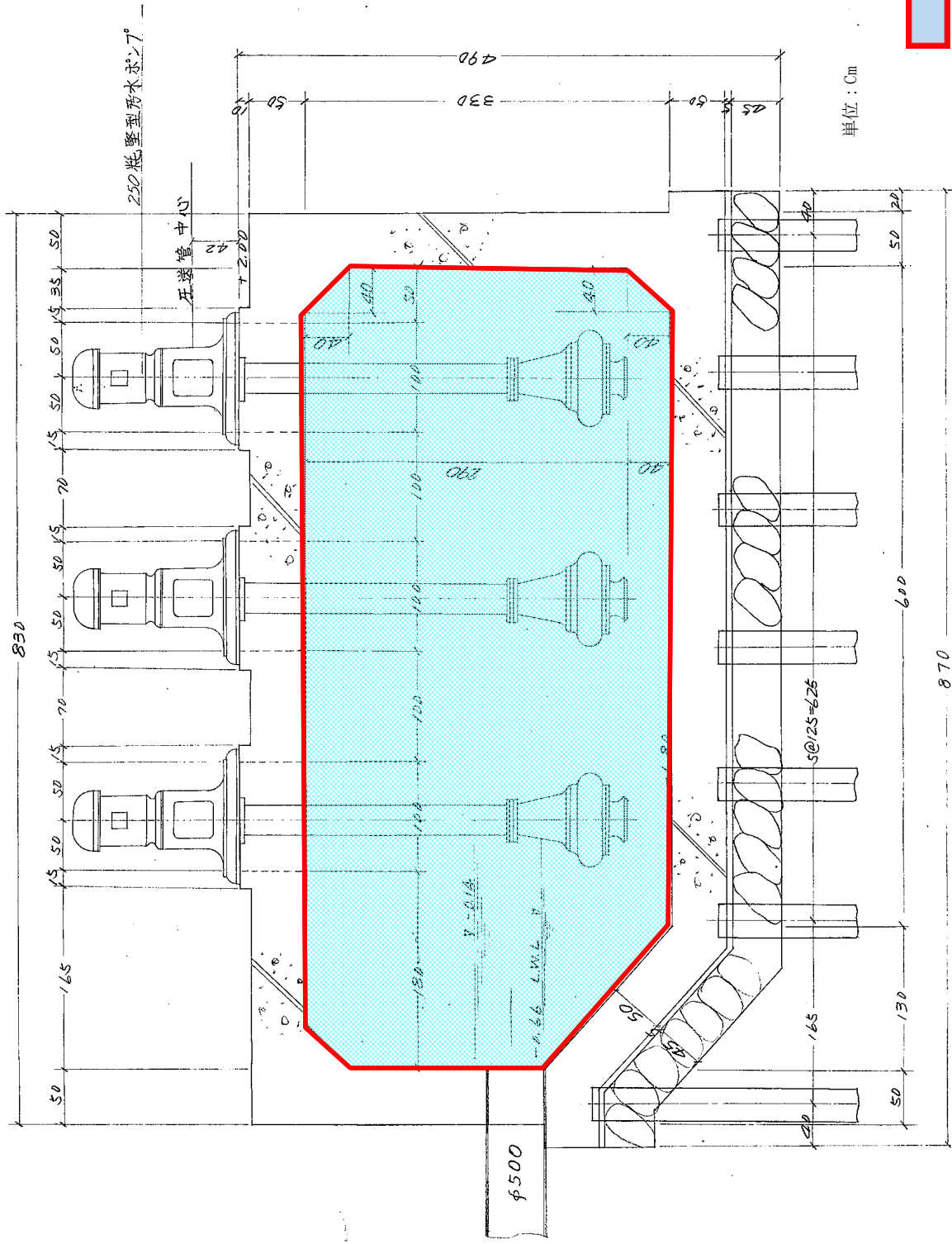
市川市 下水道部 河川・下水道管理課 終末処理場



件 名 市川市終末処理場外2箇所汚泥管等清掃業務委託
施行場所 市川市東菅野2丁目23番 1号
市川市東菅野2丁目23番10号
○市川市 真間2丁目26番 1号
図面種別 真間ポンプ場 ポンプ室平面図
図面縮尺 1/40
下水道部 河川・下水道管理課 終末処理場

 清掃箇所

真間ポンプ場ポンプ室 平面図



清掃箇所

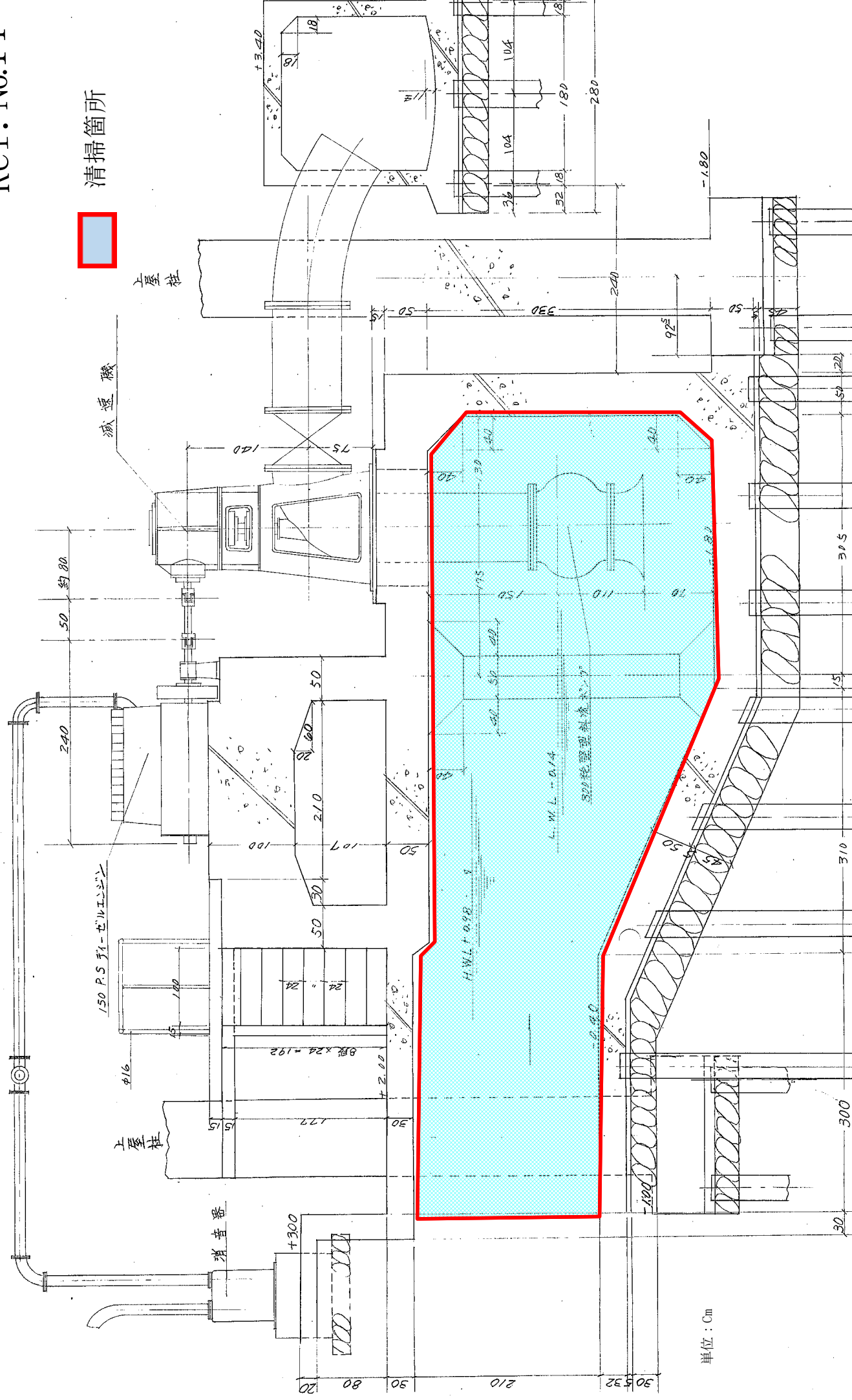
真間ポンプ場雨水ポンプ室 断面図 (1)

Ref. No.13

件 名 市川市終末処理場外2箇所汚泥管等清掃業務委託
 市川市東菅野2丁目23番 1号
 市川市東菅野2丁目23番10号
 〇市川市 真間2丁目26番 1号
 図面種別 真間ポンプ場 雨水ポンプ室 断面図 (1)
 下水道部 河川・下水道管理課 終末処理場

(2) 断面図

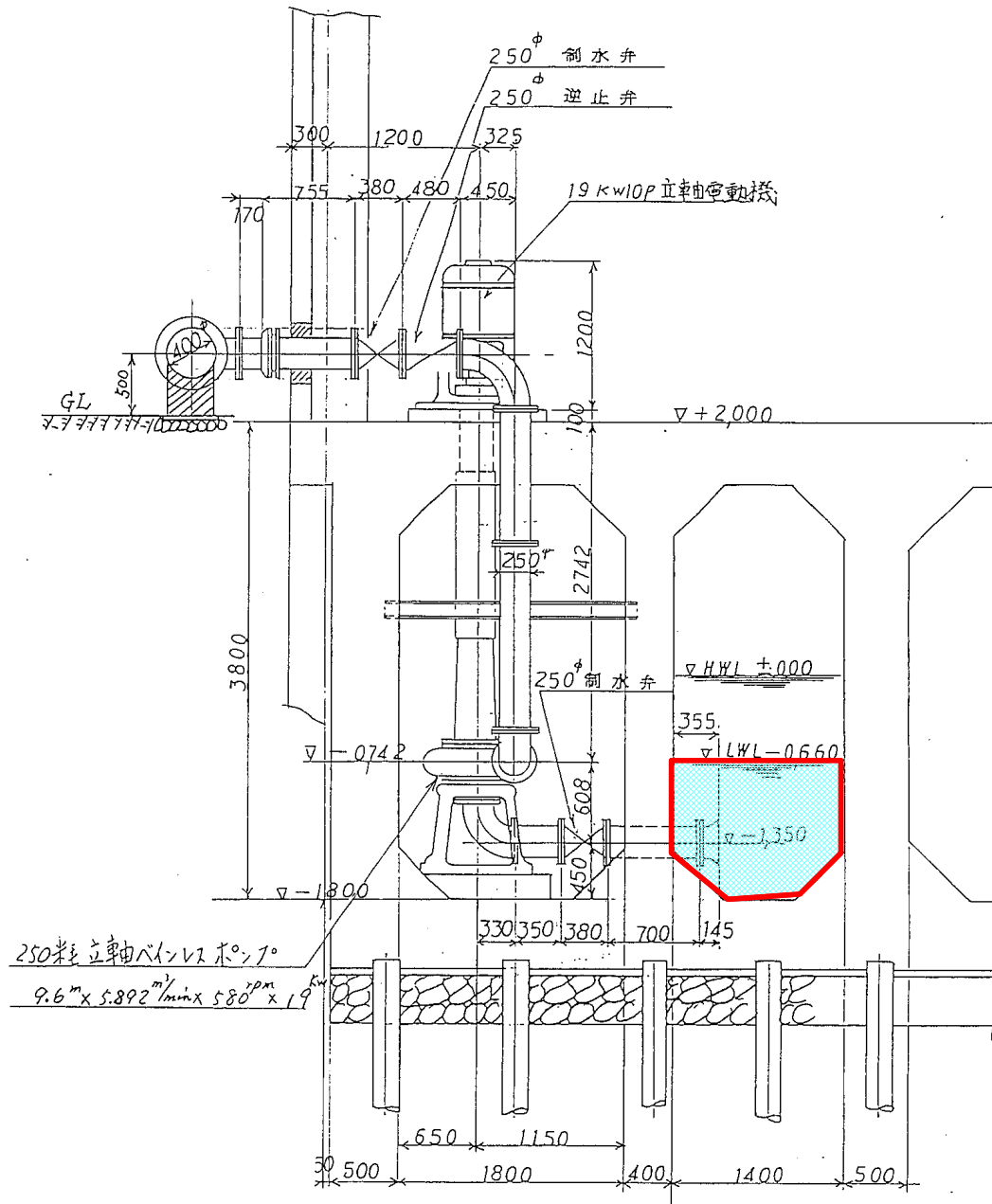
Ref. No.14



件名	市川市終末処理場外2箇所汚泥管等清掃業務委託	施行場所	市川市東菅野2丁目23番1号、市川市東菅野2丁目23番10号、市川市真間2丁目26番1号
図面種別	真間ポンプ場	雨水ポンプ室	断面図(2)
		下水道部	河川・下水道管理課

A-A 断面図

1/40



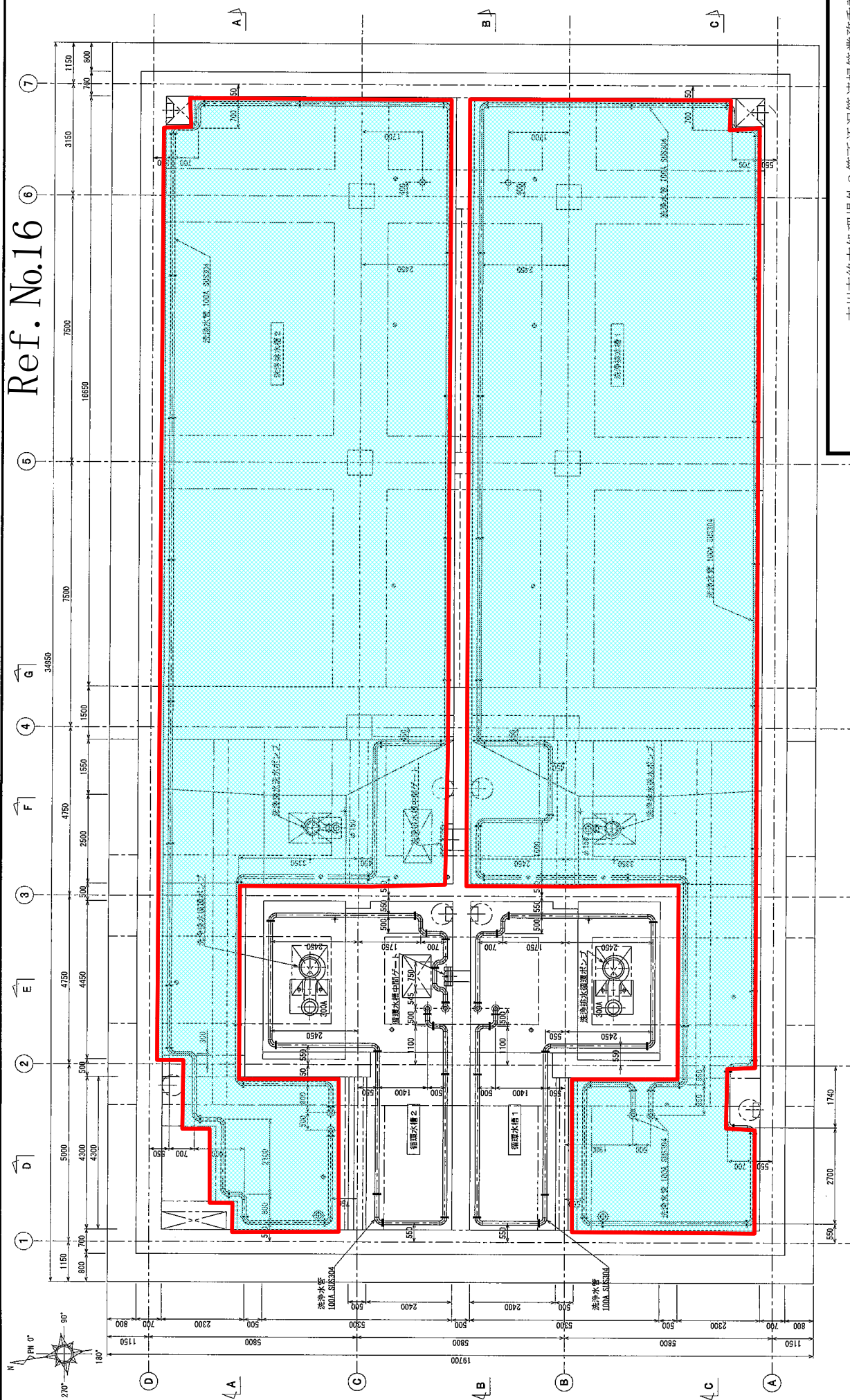
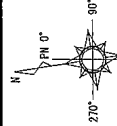
件 名 市川市終末処理場外2箇所汚泥管等清掃委託

施行場所 市川市東菅野2丁目23番 1号
市川市東菅野2丁目23番10号図面種別 ○市川市 真間2丁目26番 1号
真間ポンプ場 汚水ポンプ室 断面図

下水道部 河川・下水道管理課 終末処理場



清掃箇所



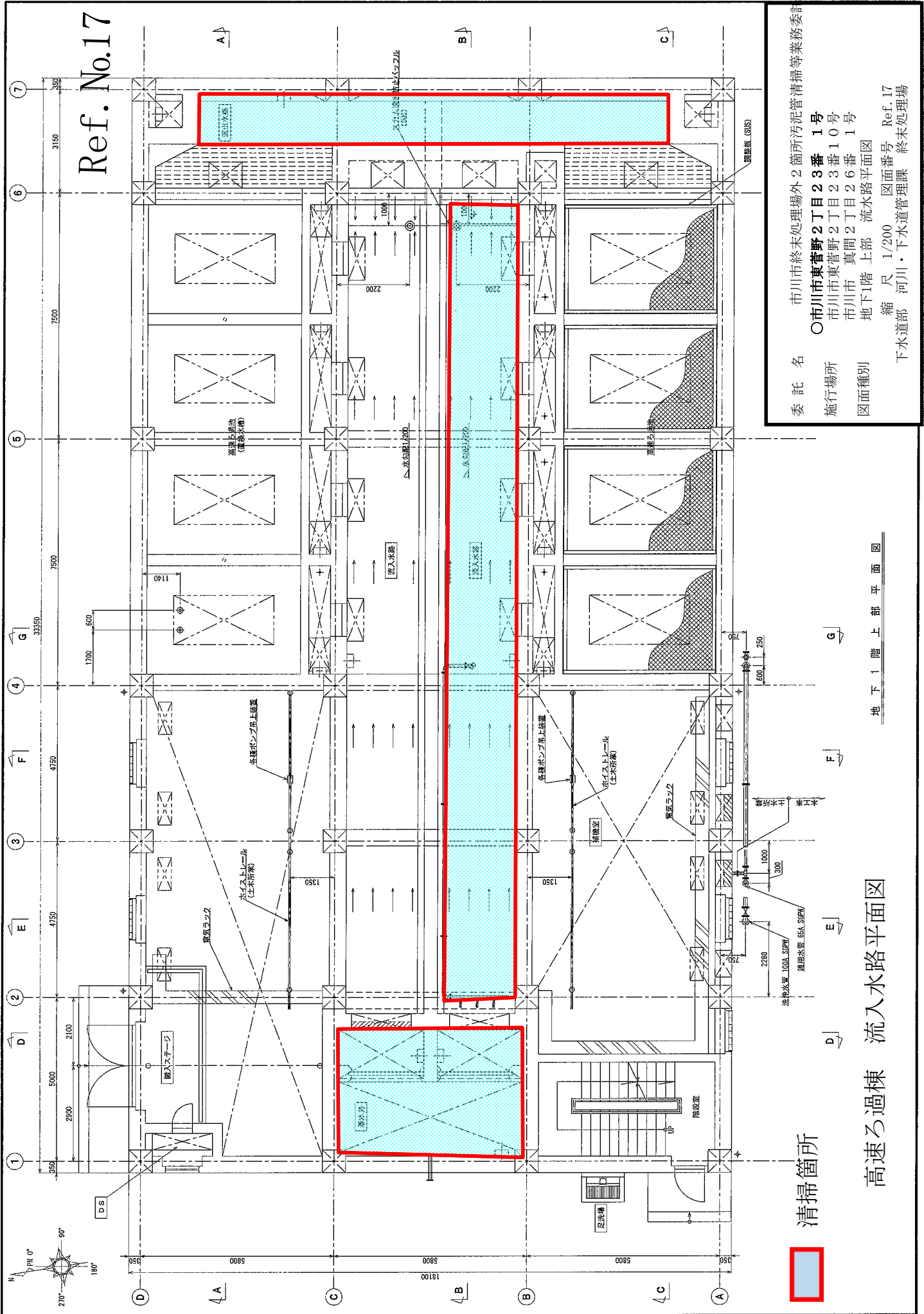
清掃箇所

高速ろ過棟 洗浄排水槽平面図

地下2階平面図

委託名 市川市終末処理場外2箇所汚泥清掃等業務委託
○市川市東青野2丁目23番 1号
施行場所 市川市東青野2丁目23番 10号
市川市 真間2丁目26番 1号
図面種別 地下2階 洗浄排水槽平面図
縮尺 1/200 図面番号 Ref. 16
下水道部 河川・下水道管理課 終末処理場

この図面は、アウターワーナー株式会社からのものである。図面に記載されている内容は、図面作成時点での状況に基づき、変更される可能性がある。図面を複製、転載、または他の目的で利用することを禁ずる。図面の著作権は、アウターワーナー株式会社にある。



清掃箇所

高速ろ過棟 流入水路平面図

地下1階上部平面図

委託名 市川市終末処理場外2箇所汚泥管清掃等業務委託
○市川市東菅野2丁目23番 1号
市川市東菅野2丁目23番 10号
市川市 真間2丁目26番 1号
地下1階 上部 流入水路平面図
縮尺 1/200 図面番号 Ref. 17
下水道部 河川・下水道管理課 終末処理場

- 1
- 2
- 3
- 4
- 5
- 6
- 7



委託名	市川市終末処理場外2箇所汚泥管清掃等業務委託
施行場所	○市川市東菅野2丁目23番 1号 市川市東菅野2丁目23番10号 市川市真間2丁目26番 1号
図面種別	B－B 面図着水井、流入水路、流出水路 縮尺 1/200 図面番号 Ref. No.19 下水道部 河川・下水道管理課 終末処理場

この図面は、メタウオーター株式会社からの文書による訴訟を問わずにいかなる方法においても無断で複製・複製し、または不正に使用し、第三者へ譲渡を行うことはできません。

汚泥脱水機棟関連清掃箇所一覧

Ref.No.6、7詳細

屋内配管 (Ref.No.6)

① ϕ 200 30 m ② ϕ 150 10 m屋内外排水溝 200 $\times$ 400

屋外柵 (Ref.No.7)

① □ メッシュ蓋	350 $\times$ 350 $\times$ h	400	② □ メッシュ蓋	500 $\times$ 500 $\times$ h	500
③ □ コンクリ蓋	500 $\times$ 500 $\times$ h	500	④ ○ メッシュ蓋	ϕ 500 $\times$ h	500
⑤ □ メッシュ蓋	450 $\times$ 450 $\times$ h	500	⑥ □ メッシュ蓋	300 $\times$ 400 $\times$ h	500
⑦ □ 鋼板蓋	300 $\times$ 300 $\times$ h	400	⑧ □ メッシュ蓋	500 $\times$ 500 $\times$ h	500
⑨ □ メッシュ蓋	600 $\times$ 600 $\times$ h	650	⑩ □ メッシュ蓋	600 $\times$ 600 $\times$ h	650
⑪ □ メッシュ蓋	450 $\times$ 450 $\times$ h	450	⑫ □ メッシュ蓋	450 $\times$ 450 $\times$ h	450
⑬ □ メッシュ蓋	450 $\times$ 450 $\times$ h	450	⑭ □ 鋼板蓋	450 $\times$ 450 $\times$ h	800
⑮ □ メッシュ蓋	450 $\times$ 450 $\times$ h	900	⑯ □ メッシュ蓋	450 $\times$ 450 $\times$ h	800
⑰ ○ 鋼板蓋	ϕ 900 $\times$ h	800	⑱ ○ コンクリ蓋	ϕ 550 $\times$ h	600
⑲ □ 鋼板蓋	1050 $\times$ 800 $\times$ h	1200 $\times$ 2			
	1070 $\times$ 1600 $\times$ h	1200			
⑳ □ 鋼板蓋	450 $\times$ 450 $\times$ h	450			

場外 (1) ϕ 300 $\times$ 50m

※凡例 □:角柵 ○:丸柵

廃棄物情報

Ref. No. 21

廃棄物の名称 下水汚泥(有機性汚泥)

排出事業者	名称	市川市		電 話	047-325-0144	FAX	047-325-0145
	住所	〒272-8501 市川市八幡1丁目1番1号		部課名	下水道部 河川・下水道管理課 終末処理場	作成者	吉川雅史
排出場所	(別添一覧に示すとおり)						
廃棄物の種類	☐ 燃えがら ☒ 汚泥 ☐ 廃油 ☐ 廃酸 ☐ 廃アルカリ ☐ 廃プラスチック ☐ 紙くず ☐ 木くず ☐ 繊維くず ☐ 動植物性残さ ☐ 動物系固形不要物 ☐ ゴムくず ☒ 産業廃棄物 ☐ 金属くず ☐ ガラス・コンクリート・陶磁器くず ☐ 鋳さい ☐ がれき類 ☐ 特別管理廃棄物 ☐ 家畜のふん尿 ☐ 家畜の死体 ☐ ばいじん ☐ 13号廃棄物 ☐ 廃石綿等 ☐ 感染性廃棄物 ☐ 廃PCB等 ☐ 有害物質 ☐ その他()						
関連法規	☐ 危険物(類 石) ☐ 特化物 ☐ 有機溶剤 ☐ 毒劇物 ☐ 悪臭物						
提出資料	☐ サンプル() ☐ 写真 ☐ 分析成績書 ☐ その他()						
廃棄物形状	☐ 液状(バーナー噴霧可) ☐ 液状残さ固着(固液分離) ☐ 泥状(流動性無) ☐ 塊状・固化状 ☐ 粘液状(ポンプアップ可) ☒ スラリー状(固液懸濁) ☒ 泥状 ☐ 成形品() ☐ 水アメ状(高粘度) ☐ 泥状(流動性有) ☐ 粒状 ☐ その他()						
廃棄物特性	☐ 爆発性 ☐ 引火性 ☐ 可燃性 ☐ 自然発火性 ☐ 禁水性 ☐ 酸化性 ☐ 有機過酸化物 ☐ 急性毒性 ☐ 感染性 ☐ 腐食性 ☐ 毒性ガス発生 ☐ 慢性毒性 ☐ 生態毒性 ☐ 有害物質生成 ☐ 重合反応性 ☐ 混合危険性 ☐ 臭気刺激性 ☐ その他()						
荷姿・容量	ドラム缶	☐ 標準ドラム ☐ ケミカルドラム ☐ オープンドラム蓋付 ☐ オープンドラム蓋無					
	金属缶	☐ プリキ缶(一斗缶) ☐ ペール缶 ☐ オープンタイプペール缶 ☐ その他()					
	プラスチック容器	☐ ポリ缶 ☐ ポリドラム ☐ ポリ袋 ☐ その他()					
	ガラス容器	☐ ビン ☐ その他()					
	紙容器	☐ ペーパードラム ☐ ダンボール箱 ☐ 紙袋 ☐ その他()					
	その他	☐ フレコン ☐ パレット積 ☐ パラ ☐ 耐圧容器 ☐ 専用容器 ☒ 専用車両 ☐ その他()					
	容器の状態	(4または10) kg ・ <u>t</u> ・ $\frac{1}{2}$ m ³					
容器の状態	☒ 正常 ☐ 腐食 ☐ 変形 ※ ドラム缶の過充填は防止して下さい。(上部10cmは空けておいて下さい) 容器は収集・運搬上安全な状態のものでお願いします。 ☐ 処理業者専用容器						
空容器の処理	☐ 排出事業者への容器返却要 ☐ 処理業者処分						
収集運搬	収集運搬方法	☒ 排出事業者持ち込み ☐ 処理業者引き取り					
	車種	☐ ダンプ ☐ トラック ☐ 脱着装置付コンテナ車 ☐ パッカー車 ☐ クレーン付トラック ☐ パワーゲート車 ☐ タンクローリー ☒ バキューム車 ☐ その他()					
	最大積載量	(4または10) <u>t</u> ・ $\frac{1}{2}$ m ³					
依頼数量	スポット	(74.0) kg ・ <u>t</u> ・ $\frac{1}{2}$ m ³ ・ 本 ・ 缶 ・ 袋 ・ 個 ・ 車 ・ 式					
	継続	() kg ・ t ・ $\frac{1}{2}$ m ³ ・ 本 ・ 缶 ・ 袋 ・ 個 ・ 車 ・ 式 / 年・月・週・日					
従来処理方法							

< 表 面 >

廃棄物データシート(WDS)

※1 本データシートは廃棄物の成分等を明示するものであり、排出事業者の責任において作成して下さい。
 ※2 記入については、「廃棄物データシートの記載方法」を参照ください。
 ※3 一品目に対して、一枚作成ください。

1	作成年月日	2026年7月10日		記入者 吉川 雅史																															
2	排出事業者の名称等	名称	市川市	所属	下水道部 河川・下水道管理課 終末処理場																														
		所在地	〒 272-8501 千葉県市川市八幡1丁目1番1号	担当者	吉川																														
			TEL 047-325-0144 FAX 047-325-0145																																
3	廃棄物の名称	下水汚泥(有機性汚泥)																																	
4	廃棄物の発生工程																																		
	☐ 工程図等添付	下水処理(標準活性汚泥法)																																	
5	廃棄物の種類	☒ 汚泥 ☐ 廃油 ☐ 廃酸 ☐ 廃アルカリ ☐ その他 ()																																	
	☒ 産業廃棄物	※ 廃棄物が以下のいずれかに該当する場合 ☐ 石綿含有産業廃棄物 ☐ 水銀使用製品産業廃棄物 ☐ 水銀含有ばいじん等 ☐ 引火性廃油 ☐ 強アルカリ(有害) ☐ 指定下水汚泥 ☐ 廃酸(有害) ☐ 引火性廃油(有害) ☐ 感染性廃棄物 ☐ 銲さい(有害) ☐ 廃アルカリ(有害) ☐ 強酸 ☐ PCB等 ☐ 燃えがら(有害) ☐ ばいじん(有害) ☐ 強酸(有害) ☐ 廃水銀等 ☐ 廃油(有害) ☐ 13号廃棄物(有害) ☐ 強アルカリ ☐ 廃石綿等 ☐ 汚泥(有害)																																	
6	特定有害廃棄物	() アルキル水銀 () トリクロロエチレン () 1,3-ジクロロプロペン () 水銀又はその化合物 () テトラクロロエチレン () チウラム () カドミウム又はその化合物 () ジクロロメタン () シマジン () 鉛又はその化合物 () 四塩化炭素 () チオベンカルブ () 有機燐化合物 () 1,2-ジクロロエタン () ベンゼン () 六価クロム化合物 () 1,1-ジクロロエチレン () セレン () 砒素又はその化合物 () シス-1,2-ジクロロエチレン () ダイオキシン類 () シアン化合物 () 1,1,1-トリクロロエタン () 1,4-ジオキサン () PCB () 1,1,2-トリクロロエタン																																	
	○:含有 ×:非含有 △:含有の可能性あり																																		
7	廃棄物の組成・成分情報	<table> <tr> <th>物質名又は品名</th> <th>量・濃度</th> <th>CAS登録番号</th> </tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </table>				物質名又は品名	量・濃度	CAS登録番号																											
	物質名又は品名	量・濃度	CAS登録番号																																
☐ 情報伝達が義務付けられている危険・有害物質																																			
☐ その他主要成分																																			
8	その他含有物質	() 硫黄 () 塩素 () 臭素 () ヨウ素 () フッ素 () 炭酸 () 硝酸 () 亜鉛 () ニッケル () 銅 () アルミ () アンモニア () ホウ素 () アンチモン () その他 ()																																	
	○:含有 ×:非含有 △:含有の可能性あり																																		

9	水道水源における 消毒副生成物 前駆物質 ☐ 有 ・ ☐ 無	生成物質:ホルムアルデヒド(塩素処理により生成) ☐ ヘキサメチレンテトラミン(HMT) ☐ 1,1-ジメチルヒドラジン(DMH) ☐ N,N-ジメチルアニリン(DMAN) ☐ トリメチルアミン(TMA) ☐ テトラメチルエチレンジアミン(TMED) ☐ N,N-ジメチルエチルアミン(DMEA) ☐ ジメチルアミノエタノール(DMAE) 生成物質:クロロホルム(塩素処理により生成) ☐ アセトンジカルボン酸 ☐ 1,3-ジハイドロキシシロベンゼン(レゾルシノール) ☐ 1,3,5-トリヒドロキシベンゼン ☐ アセチルアセトン ☐ 2'-アミノアセトフェノン ☐ 3'-アミノアセトフェノン 生成物質:臭素酸(オゾン処理により生成)、ジプロモクロロメタン、プロモジクロロメタン、プロモホルム(塩素処理により生成) ☐ 臭化物(臭化カリウム等)			
	有害特性 ☐ 有 ・ ☐ 無 ☐ 不明 参考	Ref.No.21廃棄物情報による			
	廃棄物の物理的・化学的性状				
	品質安定性				
12	品質安定性	経時変化(☐ 有 ・ ☒ 無) 有る場合は具体的に記入 ()			
13	荷姿	Ref.No.21廃棄物情報による			
14	排出頻度 数量				
15	特別注意事項	※取り扱う際に必要と考えられる注意事項を記載			
	保護具	☐ ガスマスク着用 →ガスマスク種類 () 吸収缶種類 () ☐ 保護手袋 ☐ 保護メガネ ☐ その他 ()			
	応急処置	☐ 吸入時 → ☐ 新鮮な空気の場所に移動し安静にする ☐ その他 () ☐ 皮膚付着時 → ☐ 多量の水で洗い流す ☐ その他 () ☒ 目に入った場合 → ☒ 多量の水で洗い流す ☐ その他 () ☐ 飲み込んだ場合 → ☐ 多量の水を飲ませ吐かせる ☐ その他 ()			
	漏洩時措置	除去方法: ☒ 吸着マット・ほうき・スcoopで回収する ☐ その他 () 除去作業時の注意: ☐ 廃棄物に触れないようにする ☐ その他 ()			
	火災時措置	水による消火 ☒ 可 ☐ 不可 →消火方法 ()			
	その他	☐ 有 ☒ 無			
16	その他の情報	SDS (☐ 有 ・ ☒ 無) 分析表 (☒ 有 ・ ☐ 無) サンプル (☐ 有 ・ ☒ 無) 有の場合→ ☐ 均一 ☐ 不均一 ☐ 疑似サンプル 写真 (☐ 有 ・ ☒ 無) その他 (☐ 有 ・ ☒ 無) 具体的には→ ()			
<変更履歴/内容確認欄>					
No.	日付	区分	排出事業者担当者	処理業者担当者	変更内容/備考

分析結果報告書

報告番号 FAB2511051-001(1/2)
発行日 2025年12月1日

市川市長 田中 甲 様

試料名	市川市終末処理場水質及び脱水ケーキ 検査業務委託(その2) 脱水ケーキ 含有
受付年月日	2025年11月5日
試料の由来	自社採取(大友・高橋)

貴依頼による分析の結果を次の通り報告します。

分析の対象	単位	分析の結果	定量下限値	分析方法
カドミウム	mg/kg	0.3	0.1	平成24年8月底質調査法Ⅱ5.1.3
全シアン	mg/kg	0.5未満	0.5	平成24年8月底質調査法Ⅱ4.11.1
有機燐化合物	mg/kg	0.5未満	0.5	JIS K 0102-4 7.2.1及び7.2.3準拠
鉛	mg/kg	6	1	平成24年8月底質調査法Ⅱ5.2.3
六価クロム	mg/kg	0.5未満	0.5	平成24年8月底質調査法Ⅱ5.12.3
砒素	mg/kg	1.8	0.5	平成24年8月底質調査法Ⅱ5.9.3
総水銀	mg/kg	0.01未満	0.01	平成24年8月底質調査法Ⅱ5.14.1.2
アルキル水銀	mg/kg	0.01未満	0.01	平成24年8月底質調査法Ⅱ5.14.2.1
PCB	mg/kg	0.01未満	0.01	平成24年8月底質調査法Ⅱ6.4.2
トリクロロエチレン	mg/kg	0.01未満	0.01	平成24年8月底質調査方法Ⅱ6.1.2
テトラクロロエチレン	mg/kg	0.005未満	0.005	平成24年8月底質調査方法Ⅱ6.1.2
ジクロロメタン	mg/kg	0.02未満	0.02	平成24年8月底質調査方法Ⅱ6.1.2
四塩化炭素	mg/kg	0.001未満	0.001	平成24年8月底質調査方法Ⅱ6.1.2
1,2-ジクロロエタン	mg/kg	0.004未満	0.004	平成24年8月底質調査方法Ⅱ6.1.2
1,1-ジクロロエチレン	mg/kg	0.02未満	0.02	平成24年8月底質調査方法Ⅱ6.1.2
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/kg	0.02未満	0.02	平成24年8月底質調査方法Ⅱ6.1.2
1,1,1-トリクロロエタン	mg/kg	0.005未満	0.005	平成24年8月底質調査方法Ⅱ6.1.2
1,1,2-トリクロロエタン	mg/kg	0.006未満	0.006	平成24年8月底質調査方法Ⅱ6.1.2
1,3-ジクロロプロペン	mg/kg	0.002未満	0.002	平成24年8月底質調査方法Ⅱ6.1.2

【備考】
単位の「%」表記は質量百分率である。
分析の結果は含水率の位を除き乾試料での値を示す。

採取年月日	2025年11月5日
採取時刻	***
気 温	***
水 温	***
そ の 他	曇

※この分析結果は、本業務委託の対象となる汚泥を脱水した脱水ケーキの分析結果である。

分析結果報告書

報告番号 FAB2511051-001(2/2)
発行日 2025年12月1日

市川市長 田中 甲 様

試料名	市川市終末処理場水質及び脱水ケーキ 検査業務委託(その2) 脱水ケーキ 含有
受付年月日	2025年11月5日
試料の由来	自社採取(大友・高橋)

貴依頼による分析の結果を次の通り報告します。

分析の対象	単位	分析の結果	定量下限値	分析方法
ベンゼン	mg/kg	0.01未満	0.01	平成24年8月底質調査方法Ⅱ6.1.2
シマジン	mg/kg	0.003未満	0.003	平成24年8月底質調査方法Ⅱ6.2.1
チオベンカルブ	mg/kg	0.01未満	0.01	平成24年8月底質調査方法Ⅱ6.2.1
チウラム	mg/kg	0.006未満	0.006	昭和46年環境庁告示第号59号付表5準拠
セレン又はその化合物	mg/kg	0.44	0.001	平成24年8月底質調査方法Ⅱ5.10.1
ほう素	mg/kg	39	1	下水試験方法 第3編第2章第15節1
弗素	mg/kg	32	5	平成24年8月底質調査法Ⅱ4.12.2
含水率	%	79.4	0.1	平成24年8月底質調査法Ⅱ4.1
— 以下余白 —				

【備考】
単位の「%」表記は質量百分率である。
分析の結果は含水率の位を除き乾試料での値を示す。

採取年月日	2025年11月5日
採取時刻	***
気 温	***
水 温	***
その他	曇

※この分析結果は、本業務委託の対象となる汚泥を脱水した脱水ケーキの分析結果である。

分析結果報告書

発行年月日 2025年12月1日

発行番号 FN2511107-001-0

市川市長 田中 甲 様

貴依頼による濃度に係る分析の結果を次の通り証明します。

件 名 : 市川市終末処理場水質及び脱水ケーキ検査業務委託 (その2)

試 料 の 由 来: 自社採取 試 料 採 取 日: 2025年11月5日
分析実施日又は期間: 2025年11月28日

試料名	分析の対象	分析の結果	分析方法
脱水ケーキ	汚泥中の ダイオキシン類	実測濃度 0.55 ng/g-dry	特別管理一般廃棄物及び特別 管理産業廃棄物に係る基準の 検定方法平成4年厚生省告示 第192号 別表第一
		毒性当量 0.000034 ng-TEQ/g-dry	
(摘要) ・ 毒性等価係数はWHO/IPCS(2006)のTEFを用いた。 ・ 分析結果について、乾燥試料当たりの濃度で表示した。 ・ 試料における定量下限値及び検出下限値は、表2に記載する。 ・ 分析結果は当該試料についてのみ適用され、当該試料の母集団を保証もしくは認証するものではない。			
(試料採取情報等) ・ 採取時刻：11時30分			
外注をした工程	外注事業者名	外注事業者の住所	

許可なく報告書の一部を複製して使用することをご遠慮ください。

※この分析結果は、本業務委託の対象となる汚泥を脱水した脱水ケーキ
の分析結果である。

完了 屈

令和 年 月 日

市川市長

住所

氏 名 印

下記のとおり業務が完了したので、届出をします。

1. 件 名

- ## 2. 施行(納入)場所

3. 契約年月日 令和 年 月 日

4. 委託金額 円
(単価契約の場合は「委託金額」を選び、総額を記入してください)

5. 委託期間
- | | | | | |
|----|---|---|---|----|
| 令和 | 年 | 月 | 日 | から |
| 令和 | 年 | 月 | 日 | まで |

6. 完了年月日 令和 年 月 日

市川市建築保全業務委託共通仕様書

(令和5年版)

1 目的等

- (1) 市川市建築保全業務委託共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、市川市が発注する建築保全業務委託に係わる委託契約書及び契約図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図ることを目的とする。
- (2) 建築保全業務委託に関する一般的事項等は、国土交通省が制定する建築保全業務委託共通仕様書（令和5年11月8日改定）に定める規定を準用することとする。この場合において、次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句等に読み替えるものとする。なお、前項で読み替えた字句等は、その後も適用するものとする。

建築保全業務委託共通仕様書（国土交通省制定）		読み換える字句等
1.1.1 適用 (b)	受注者	受託者
1.1.1 適用 (e) (4)	特記	個別
1.1.2 用語の定義 (2)	施設管理担当者	監督職員
1.1.2 用語の定義 (2)	発注者	委託者
1.1.2 用語の定義 (16)	業務の終了の確認	業務の完了の確認

2 業務委託の検査

受託者は、市川市委託契約等の検査に関する要綱の定めるところにより検査を受けなければならない。

3 個別仕様書

建築保全業務委託に関し特に定めるべき事項は、個別仕様書に明記するものとする。